

年 月 日

様

堺市長



堺市外国人重度障害者特別給付金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった 年度堺市外国人重度障害者特別給付金については、次のとおり支給することに決定したので通知します。

生 年 月 日	年 月 日
現 住 所	
支 給 額	月額 円
給 付 期 間	年 月分 ～

支給条件

- 1 住所、氏名又は給付金の受給資格の要件に変更があったときは、資格要件変更届を市長に提出すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
  - (1) 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けたとき。
  - (2) 受給権を喪失した後に給付金を受給したとき。
  - (3) 堺市外国人重度障害者特別給付金支給要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 3 毎年度7月に更新のため申請書と現況届の用紙を送りますので、7月31日までに記入のうえ提出してください。提出されないとその年度の4月分からの給付金の支給ができなくなりますのでご注意ください。